

【K-011号】 加入者登録事業所変更届 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1. 届出者の情報

基礎年金番号										フリガナ ネンキン イチロウ			生年月日			性別		
1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	届出者氏名 年金 一郎			5:昭和 7:平成	年	月	日	1:男 2:女
フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3										2 連絡先電話番号 (12 - 3456 - 7890)								
住所 東京 都道府県										市 区 1-2-3								

2. 変更前の勤務先の登録事業所情報

3 掛金納付方法		4 登録事業所番号				登録事業所名称	
変更前 ①: 事業主払込 ②: 個人払込		2 2 2 2 2 2 2 2				フリガナ ネンキンケンセツ (カ) 年金建設 (株)	

3. 変更後の勤務先の登録事業所情報

5 掛金納付方法		6 登録事業所番号				登録事業所名称	
変更後 ①: 事業主払込 ②: 個人払込		1 1 1 1 1 1 1 1				フリガナ カ) ネンキンショクヒンサービス (株) 年金食品サービス	
7 企業年金制度等						拠出限度額 (月額)	
<input type="checkbox"/>	00	他に企業年金制度なし				23,000円	
<input checked="" type="checkbox"/>	10	企業型確定拠出年金				20,000円	
<input type="checkbox"/>	11	企業型確定拠出年金および厚生年金基金				12,000円	
<input type="checkbox"/>	12	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金					
<input type="checkbox"/>	13	厚生年金基金					
<input type="checkbox"/>	14	確定給付企業年金					
<input type="checkbox"/>	15	石炭鉱業年金基金					
<input type="checkbox"/>	50	国家公務員共済組合(長期)					
<input type="checkbox"/>	51	地方公務員共済組合(長期)					
<input type="checkbox"/>	52	私立学校教職員共済制度(長期)					
8 掛金額区分						9 千 円	
①: 掛金を毎月定額で納付します ②: 納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)						毎月の掛金額 20000	

<注意事項>

- 第2号加入者が転職・他の事業所へ転籍・登録事業所が他の事業所と合併した場合、引き続き第2号加入者として掛金を拠出するときに届け出る届書です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 第2号加入者の方(共済組合員を除く)
この届書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A号)」の添付が必須です。
- 共済組合員の方
この届書の提出には、「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」の添付が必須です。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

5 掛金納付方法(変更後)

- ・掛金の納付方法は事業主に確認してください。
- ・該当する数字に○印を付けてください。
- ・変更後の掛金納付方法が事業主払込の場合で、事業主払込が事業主にとって、今回が初めてのケースになる場合、「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届(K-020号)」(事業主作成)を必ず添付してください。(事業所登録を事前に行う共済組合員は除く)
- ・掛金納付方法を事業主払込から個人払込に変更する場合は「加入者掛金引落機関変更届(K-006号)」を必ず添付してください。

6 登録事業所番号(変更後)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

7 企業年金制度等

- ・企業年金制度等の加入状況について、該当する項目の□にレ点を記入してください。
- ・加入状況は、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書(K-101A号)」または「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」の「4.企業年金制度等の加入状況」と同じ番号を選択してください。

8 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0:掛金を毎月定額で納付します」または「1:納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」をあわせて提出してください。

9 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0:掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円~拠出限度額(ご自身の企業年金制度等の加入状況に対応する拠出限度額)まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。

1 基礎年金番号

- ・年金手帳を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

3 掛金納付方法(変更前)

該当する数字に○印を付けてください。

4 登録事業所番号(変更前)

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。